

# 北海道食の安全・安心条例の点検・検証について〔概要〕

〔平成 25 年 11 月〕  
〔北海道農政部〕

## 1 条例の点検・検証に当たって

- ・ 北海道食の安全・安心条例（以下、「条例」という。）の附則では、条例の施行後 3 年を経過した時点（平成 20 年度）、それ以降は、平成 21 年度から 5 年を経過するごとに点検・検証を行うことを規定している。
- ・ この規定では、本来、来年度（平成 26 年度）に条例の点検・検証を行うこととなるが、平成 21 年度に条例に基づき策定した北海道食の安全・安心基本計画（第 2 次）の計画期間が本年度で終了することから、条例の点検・検証を 1 年前倒しして行うこととした。

### ◇ 条例の制定と点検検証の経緯

- ・ 平成 17 年 4 月 条例の施行
- ・ 平成 17 年 12 月 北海道食の安全・安心基本計画（第 1 次）の策定
- ・ 平成 21 年 3 月 条例の点検・検証（第 1 回）
- ・ 平成 21 年 12 月 北海道食の安全・安心基本計画（第 2 次）の策定

## 2 条例の点検・検証

この条例の点検・検証は、「社会経済情勢の変化」、「食の安全・安心を取り巻く状況」、「条例に基づく施策の実施状況」、「条例に基づく施策に対する道民の意見」などを総合的に勘案して行うものとする。

### (1) 社会経済情勢の変化

- ・ 世界的な食料需給の逼迫が懸念され、食料自給率の向上が課題となる中で、我が国最大の食料生産地域である本道が、食のブランドづくりの基本となる安全・安心で良質な農林水産物を確保し、消費者の期待に応える重要性は益々高まっている。
- ・ 高齢化の進展、単身世帯や共働きの世帯の増加などを背景に、食料消費支出に占める外食や調理食品・加工食品などの割合が増加しており、食の外部化が一層拡大している中、我が国の食生活は、脂質の過剰摂取と野菜の摂取不足といった栄養の偏り、食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じている。
- ・ 国際化の進展を背景に 6 次産業化や農商工連携などの地域の食資源を活用した取組、農水産物や加工食品の輸出や日本の食文化、食関連産業のグローバルな展開など、広く国外に目を向けた取組への関心が高まる中、農水産物の生産から食品の製造加工、流通販売までのフードチェーン全体を通じた食品関係事業者による食の安全・安心を確保する取組が一層求められている。
- ・ 地球環境規模での気象変動により、環境に配慮した農業生産が求められていることから、持続的な農業の実現に向けて、農業の自然循環機能の維持・増進を図るため、たい肥等の有機物の適切な施用などによる健全な土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限に止めるクリーン農業や化学肥料と化学合成農薬を使用しない有機農業の取組を広げることが必要である。

## (2) 食の安全・安心を取り巻く状況

- 食に関わる主な出来事
  - ・ 生食用食肉による腸管出血性大腸菌 O111 等食中毒の発生
  - ・ 漬物を原因食品とする腸管出血性大腸菌 O157 の発生
  - ・ 口蹄疫の発生や国内での高病原性鳥インフルエンザの発生
  - ・ 米穀の産地・品種等の組織的な偽装、加工用を主食用とした販売・取引偽装
- 放射性物質を含む食品の健康に与える影響
  - ・ 「食品安全モニター」等によると消費者の食の安全・安心への関心は、原発事故による不安などから依然として高い状況
- 牛海綿状脳症（BSE）検査の見直し等
  - ・ 平成 25 年 7 月 1 日から、と畜牛の検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に引き上げ
  - ・ BSE 対策の根幹である飼料規制と SRM の除去について現場レベルでの取組の強化と非定型 BSE を含めた調査研究の推進
- 食品の安全を確保するための基準や新たな法令等の制定や改正
  - ・ 食品衛生法等の規格基準の設定等  
〔食用食肉の規格基準の設定、放射性物資の基準値の設定、漬物衛生規範の改正等〕
  - ・ 食品の安全性を確保するための新たな法令の制定  
〔米トレーサビリティ法の制定、食品表示法の制定〕
- 都府県等における食の安全・安心に関する条例の制定
  - ・ 道の条例施行後、20 の府県で条例を制定し、食の安全・安心に関する施策を強化

## (3) 条例に基づく施策の実施状況〔平成 21～平成 24 年度〕

- ① 情報の提供
  - ・ 食の安全性に係わる緊急事態発生の際はもとより、放射性物質の検査結果など、日常的に正確、かつ、幅広い情報を道のホームページ等で提供
  - ・ 各種講習会やセミナー等を通じ、地域における生涯学習や健康推進など、消費者自らが食に関する正しい知識を習得できる機会を提供
- ② 食品等の検査及び監視
  - ・ 食品衛生法に基づく規格基準、JAS 法等に基づく表示など重点的・計画的な指導や監視を実施
  - ・ 大気、流通食品、水産物、農地土壌等における放射性物質の必要なモニタリング調査を実施
- ③ 人材の育成
  - ・ 自発的に食の安全・安心に取り組み、食文化の継承等専門的な知識を有する人材の育成と資質の向上を促進
- ④ 研究開発の推進
  - ・ 企業、生産者団体、消費者関係団体等からの研究ニーズの的確な把握による食の安全・安心に関する技術開発と普及を道総研と連携し推進
  - ・ 国や大学をはじめとした試験研究機関、民間企業との連携した調査研究を促進
- ⑤ 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等
  - ・ 消費者行政の一元化を図る観点から、食に関する通報等の情報を集約する庁内体制を整備
  - ・ 国、市町村など関係機関等との定期的な情報交換の場や食の安全・安心に関する情報の共有化を推進

- ⑥ 食品の衛生管理の推進
  - ・ 行政による立入検査や食品等の検査による検証と併せて、GAP、食品のトレーサビリティの理解と導入、HACCPの普及を促進
- ⑦ 農産物等の安全及び安心の確保
  - ・ YES!clean 農産物の生産拡大やクリーン農業技術の高度化、「北海道有機農業推進計画（H24）」に基づく取組を推進
  - ・ BSE 対策の有効性について、消費者に対する丁寧な説明や積極的な広報活動の展開、飼料規制とSRMの除去に関する現場レベルでの取組の強化とその内容の積極的な情報発信を推進
- ⑧ 水産物の安全及び安心の確保
  - ・ 定期的な貝毒検査の実施、プランクトンの発生状況の定期的なモニタリング調査の実施、貝毒発生の予測と二枚貝の安全確保を促進
- ⑨ 生産資材の適正な使用等
  - ・ 農薬指導士認定研修の実施、農業団体が行う自主的な残留農薬検査に対する支援
  - ・ 農薬や動物用医薬品販売業者、飼料製造・販売業者への立入検査の実施
  - ・ 道産稲わらの利用拡大や稲醜酵粗飼料の利用推進
- ⑩ 生産に係る環境保全
  - ・ 関係者が協力して実施する水質、環境保全の取組の促進、公共用水域の常時監視や工場・事業場への立入検査等による監視と指導、家畜ふん尿処理施設等への計画的な巡回指導と適正な処理を促進
- ⑪ 適正な食品表示の促進等
  - ・ 法令に違反する食品表示の現状を踏まえ、JAS法や食品の表示に関する法令制度等を普及啓発
  - ・ 消費生活モニターと連携した食品表示に関する情報収集や調査、不適切な事案に対する必要な対策の措置
- ⑫ 道産食品の認証制度の推進
  - ・ 道産食品認証制度（きらりっぷ）の認知度の向上と認証数の拡大を目的とした制度の内容や認証商品を紹介したパンフレット等を作成・配布
- ⑬ 情報及び意見の交換等
  - ・ 遺伝子組換え食品、農薬、放射性物質等の食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション等を開催
- ⑭ 食育の推進
  - ・ 食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心に関する都市と農村の交流活動や体験学習などを支援
  - ・ 地域資源を活用した6次産業化や農商工連携、食クラスター活動、食と観光との連携を促進
- ⑮ 道民からの申出
  - ・ 食の安全・安心に関する申出情報の一元的な管理と対応状況の点検、必要に応じた国等関係機関との連携を推進

#### (4) 施策の実施状況等に対する主な意見等

全道 7 カ所で「食の安全・安心等に講じた施策の実施状況に関する意見交換会」や道のホームページを通じて意見を募集した。

##### ■ 地域意見交換会の開催結果

- ・ 開催場所 ～ 札幌市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市、苫小牧市、函館市
- ・ 参集者 ～ 消費者、農業者、漁業者、流通加工事業者、調理師、栄養士、一次産業団体等 参加者 67名、傍聴者 78名 計 145名
- ・ 意見・提案等数 231件

##### ■ 意見募集結果

- ・ 関係団体に対する文書照会、道のホームページや新聞報道により周知
- ・ 募集期間 8月13日～9月10日
- ・ 意見数 32件

##### ■ 主な意見等

- ・ 食の安全・安心条例はすばらしいものなので、今後とも続けるべき
- ・ HACCP 導入は、それぞれの事業者の事情があるので、推進が難しいのは理解するが、地道な取組が必要
- ・ 食品に関する事案は、事後処理より未然防止の対策を講ずることが必要
- ・ クリーン農業（有機農業）は道独自の評価すべき取組と思うが、一般道民の認知度を高めないと普及は難しい。その一助として、食育の取組との連携が必要
- ・ 遺伝子組換え作物は、安全性が不透明であり不安。また、消費者が関心を失わないことが肝心
- ・ 非定型 BSE について調査研究を継続すべき。飼料に肉骨粉が混入しないよう、農家への周知と十分な監視が必要
- ・ 食育は、地元のを消費、購入しなければ意味がない。子どもの頃から道産品を食べることの理由や表示の正しい知識を習得し、自分にあった食品を選択できる能力を身に付けることが必要
- ・ 消費者と生産者がお互いに知る、理解する双方向の交流が重要なので、リスクコミュニケーションをもっと増やしていくべき

### 3 条例の点検・検証について

- 我が国最大の食料生産地域である本道が、食のブランドづくりの基本である安全・安心を確保し、消費者の期待に応える重要性が益々高まっている。
- 放射性物質を含む食品の健康に与える影響や漬物を原因食品とする食中毒の発生など食の安全・安心を揺るがす事件・事故により、消費者の食に対する意識は依然として高い状況にある。
- 地域での意見交換会や意見募集では、食の安全・安心の確保に関する道民の期待は大きいものがある。
- こうした状況を総合的に勘案すると、現行条例の目的や基本理念、施策体系の枠組みは、おおむね妥当であり、現時点で条例の見直しは行わない。
- 今後、意見交換会等で寄せられた意見等は、第3次「食の安全・安心基本計画」への反映を検討する。